

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月30日（平成29年（行情）諮問第37号）

答申日：平成29年10月13日（平成29年度（行情）答申第262号）

事件名：「労働条件ほっとライン」の相談員名簿（平成28年度分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「労働条件ほっとライン」の設置・運営事業委託契約書（平成28年度分）及び「労働条件ほっとライン」の相談員名簿（平成28年度分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年9月23日付け厚生労働省発基0923第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）において不開示とされた部分の一部についてその開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「労働条件ほっとライン」の相談員の報酬は税金であり、公務員にじゅんずるので名前は開示だと思います。そうしないと、公務のつごうの悪い所に委託を持ってきて、責任を回避するしくみになると思います。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年8月24日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人が、この一部を不服として、同年11月4日付け（同月7日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分のうち、本件審査請求において審査請

求人が開示を求めている部分については、法5条1号に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考える。

### 3 理由

#### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、厚生労働省労働基準局が事業委託する委託事業「労働条件相談ほっとライン」（以下、第3において「ほっとライン」という。）に係る契約書及びほっとラインにおいて設置・運営する電話相談窓口において相談対応する者の名前が記載された文書であり、ほっとラインの設置・運営事業委託契約書（平成28年度分）及びほっとラインの相談員名簿（平成28年度分）（以下、第3において「相談員名簿」という。）を本件対象行政文書として特定した。

#### (2) ほっとラインについて

ほっとラインは、厚生労働省の委託事業として、労働基準監督署が閉庁している時間帯である月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日の夜間並びに土曜日及び日曜日の昼間（いずれも年末・年始を除く。）に、フリーダイヤルで労働相談を受け付けるものである。また、ほっとラインの相談員（以下、第3において「相談員」という。）は、ほっとラインの受託者に雇用されている者である。

#### (3) 不開示情報該当性について

本件審査請求において審査請求人が開示を求めている部分は、相談員名簿のうち、相談員の氏名であり、これ以外の原処分において不開示とした部分については開示を求めている。

##### ○ 法5条1号不開示情報該当性について

相談員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、相談員は、ほっとラインの受託者に雇用されている者であるから、事業を営む個人ではなく、さらに、法5条1号ただし書きハに規定する公務員等には該当しない。

したがって、当該情報は、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

### 4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書の中で、「『労働条件ほっとライン』の相談員の報酬は税金であり、公務員にじゅんずるので名前は開示だと思います。」（原文ママ）と主張しているが、本件審査請求に係る不開示情報該当性については、上記3（3）で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

### 5 結論

以上のとおり、本件対象文書のうち、本件審査請求において審査請求人が開示を求めている部分については、法5条1号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月8日 審議
- ④ 同年9月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月11日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「「労働条件ほっとライン」の設置・運営事業委託契約書（平成28年度分）及び「労働条件ほっとライン」の相談員名簿（平成28年度分）」である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、「労働条件ほっとライン」の相談員の名前を開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、審査請求人が開示を求めている部分（本件不開示部分）は、法5条1号に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は、「労働条件ほっとライン」の相談員名簿（平成28年度分）の相談員の氏名（「フリガナ」を含む。）であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。
- (2) 法5条1号ただし書該当性について検討すると、まず、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）により、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することとなり、開示するものとするとしているが、「労働条件ほっとライン」の相談員は、厚生労働省が当該事業を委託契約している事業者により雇用された者であり、公務員ではないことから、その氏名については、申合せは適用されない。そのほか、「労働条件ほっとライン」の相談員の氏名が、法令の規定、官報や厚生

労働省のホームページ等で公表され、又は公表が予定されている事実は認められない。したがって、当該部分は、同号ただし書イに該当するものとは認められない。

また、当該部分が、法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

(4) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子